

大曽根青果地方卸売市場業務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 大曽根青果株式会社が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程に定めるところによる。

(市場の名称・位置)

第2条 市場の名称、位置及び面積は次のとおりとする。

名 称 大曽根青果地方卸売市場

位 置 名古屋市守山区瀬古東一丁目1615番地

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、野菜及び果実並びにこれらの加工品とする。

(開場の期日)

第4条 市場は、日曜日及び国民の祝日並びに次に掲げる日を除き、毎日開場するものとする。ただし、特に必要と認めたときはこれを変更することができる。

12月31日～1月4日

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市場業務の運営上必要があると認めたときは、これを臨時に変更することができる。

開場時間 午前5時から午後2時まで

2 開場（取引の開始）の時刻は口達等をもって通知する。

(市場関係者への通知)

第6条 開設者は、開場の期日、時間を変更しようとするときは関係者に周知するものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者)

第7条 市場における卸売業務は、開設者自ら行うものとする。

(せり人)

第8条 卸売業者が市場において行う卸売のためのせり人は、せり人として開設者に申請し承認された者でなければならない。

2 せり人は、卸売のせりに従事するときは、せり人であることを明示しなければならない。

第2節 買受人

(買受人の承認)

第9条 卸売業者から卸売を受けようとする者は、開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を開設者に申請しなければならない。

(1) 氏名若しくは名称、商号、住所及び連絡先

(2) その他必要な事項

3 開設者は、第1項の承認を受けようとする者が、卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であるときは同項の承認をしないものとする。

(買受人保証金)

第10条 買受人は、別に定める保証金を預託しなければならない。ただし、卸売業者が必要でないと認めたときはこの限りでない。

(名称変更等の届出)

第11条 買受人は、次の事項を変更した場合には、遅滞なく、その旨を開設者に届け出なければならない。

氏名若しくは名称、商号、住所又は連絡先

(買受人の承認の取消し等)

第12条 開設者は、買受人が第9条第3項に該当することとなった場合は、その承認を取り消すものとする。

2 開設者は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

(1) 売買取引に関し不正行為があったとき

(2) 買受代金の支払いを怠ったとき

(3) 保管の費用若しくは損失金の支払いを怠ったとき

(買受人章)

第13条 開設者は、当該買受人が第9条第1項で承認をした買受人であることを確認できるよう卸売業者に引き継がなければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第14条 取引参加者は、市場において行う卸売について、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(売買取引の方法)

第15条 市場において行う卸売については、せり売又は相対取引によるものとする。

(売買取引の単位)

第16条 売買取引の単位は重量による。ただし、慣行があるときは、その単位とすることができる。

(指値のある受託物品)

第 17 条 卸売業者は、受託物品に指値のある場合は販売前にその旨を表示しなければならない。

2 前項の明示をしなかったときは、卸売業者は指値をもって買受人に対抗することができない。

(せり売の方法)

第 18 条 卸売のためのせり売は、その販売物品について荷印、等級及び数量その他必要な事項を呼びあげた後でなければ開始することができない。

2 せり人は、最高価格の申込者をせり落し人として決定する。ただし、その最高価格が指値に達しないときは、この限りではない。

3 最高価格の申込者が 2 人以上あるときは、抽選、その他適宜の方法により、せり落し人を決定する。

4 せり人は、せり落し人を決定したときは、直ちに、その価格、数量及び氏名又は商号を呼びあげなければならない。

(異議の申立て)

第 19 条 せり売に参加した者が、そのせり落しについて異議があるときは、直ちに開設者にこれを申し立てることができる。

2 開設者は前項の申立てについて正当な事由があると認めるときは、せり直しを指示することができる。

(差別的取扱いの禁止)

第 20 条 開設者は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第 21 条 卸売業者は、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 入荷量が著しく多いか、又は出荷された青果物が市場の買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

(2) 買受人に対して卸売をした後、残品が生じた場合

(3) 同一消費地域内にある隣接卸売市場の入荷量を調整するため当該卸売業者に対して卸売をする場合

(4) 卸売業者が、他の卸売業者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場の卸売業者又は買受人に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしている場合

イ) 当該契約において卸売の対象となる青果物の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1 月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

ロ) 当該契約に基づく卸売を行うことについて、買受人その他の利害関係者との合意がなされていること

(5) 卸売業者が、出荷者及び加工業者等との間においてあらかじめ締結した新商

品の開発に必要な国内産の青果物の供給に関する契約（卸売の対象となる青果物の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（１月以上１年未満のものに限る。）が定められているものに限る。）に基づき、当該加工業者等に対して卸売をする場合。

（受託契約約款）

第２２条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、別に受託契約約款を定めることができる。

２ 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

（販売前における受託物品の検収）

第２３条 卸売業者は、受託物品の受領にあたっては、検収を確実にし、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者が立ち会っていてその了承を得られたときはこの限りでない。

（取引物品の下見）

第２４条 市場における卸売のための売買取引は、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければこれを開始することができない。

２ 見本又は銘柄による売買の場合には、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を明示しなければならない。

（卸売物品の引取り）

第２５条 委託物品は当市場にて直接引き受ける。買受人は、卸売物品を当市場にてすみやかに引き取らなければならない。ただし、特約のある場合はその限りでない。

２ 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引取りを怠ったと認められるときは催告することなく他の者に卸売をすることができる。

３ 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売又は相対取引に係る価格にその８％（軽減税率対象外品目は１０％）に相当する金額を上乗せた価格をいう。以下同じ）が、第１項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を同項の買受人に請求することができる。

（売買取引の制限）

第２６条 せり売による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、開設者は、その売買を差止め又はせり直しを指示することができる。

（１）談合その他不正な行為があると認めたとき。

（２）不当な値段を生じたとき又は生じるおそれがあると認めたとき。

(衛生上有害物品の売買禁止)

第27条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 卸売業者は、衛生上有害な物品を市場において販売し又は販売の目的をもって所持してはならない。

3 開設者は、衛生上有害な物品の撤去を指示することができる。

(取引結果の公表)

第28条 開設者は、市場において取り扱う生鮮食料品等について、その日の主要な品目の卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格をインターネットや場内掲示等適切な方法により公表しなければならない。

2 卸売業者は、以下の売買取引の結果等について、開設者が定める時までにインターネットや場内掲示等適切な方法により公表しなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

(3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

(売買取引の条件の公表)

第29条 卸売業者は、以下の売買取引の条件をインターネットや場内掲示等適切な方法により公表しなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引き渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 奨励金等の種類、内容、額（交付の基準を含む）

(仕切書及び送金)

第30条 卸売業者は、受託物品及び買付物品を卸売したときは、委託者及び販売者に対し10日以内に、当該卸売をした物品の品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の8%（軽減税率対象外品目は10%）に該当する金額、控除すべき第33条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を送付するとともに、売買仕切金を現金もしくは振込にて支払わなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

(委託手数料の率)

第31条 卸売業者が、委託者から収受する委託手数料は、卸売金額に次に掲げる定率以内の率を乗じて得た金額とする。

100分の10（10%）

(条件付き受託物品の販売不能の際の措置)

第32条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、指値その他の条件

のある受託物品を相当期間内にその条件により販売することができないときは、その旨を委託者に通知してその指示を受けなければならない。

(買受代金の支払義務)

第 3 3 条 買受人は、買受代金を 1 5 日以内に現金もしくは振込にて支払わなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

(決済の確保等)

第 3 4 条 取引参加者は、開設者が業務規程に定めた代金決済の方法により、決済を行わなければならない。

2 卸売業者は、事業報告書を作成し、当該事業年度経過後 9 0 日以内に開設者に提出するとともに、事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申し出があった場合には、以下の正当な理由がある場合を除き、インターネットの利用、事務所における備置きその他適切な方法でこれを閲覧させなければならない。

(1) 卸売業者に対し販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者からの閲覧の申し出

(2) 安定的な決済を確保する観点から卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づく閲覧の申し出

(3) 同一の者から短期間に繰り返しの閲覧の申し出

第 4 章 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理)

第 3 5 条 開設者は、卸売物品の品質について、卸売業者に責任者を設置させ適切に管理するように指導しなければならない。

2 市場関係者は、前項の品質管理の責任者の指示に従わなければならない。

第 5 章 市場施設の使用

(施設の使用指定)

第 3 6 条 卸売業者、買受人及び付属営業人等が市場内で使用する用地、建物、その他の施設（以下「市場施設」という。）の位置、面積、期間、その他の使用条件は、開設者がこれを指定する。

2 前項の市場施設の使用料は別に定める。

(付属営業人の設置)

第 3 7 条 開設者は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、出荷者、買受人その他市場の利用者の便益を提供し又は市場の機能の充実を図るため、次に掲げる者に対し、市場内において店舗その他の施設を設けて営業することを承認することができる。

(1) 生鮮食料品等の卸売を行う者、その他市場の機能の充実に資するものとして別に定める業務を営む者

(2) 飲食店営業、理容業、その他市場の利用者に便益を提供するものとして別に定める業務を営む者

2 前項の承認を受けて市場内において営業しようとする者は別に定める申請書を開設者に提出しなければならない。

3 開設者は、前項の承認をした場合には、明らかな契約を締結しなければならない。

(付属営業の規制等)

第38条 開設者は、付属営業の適正な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは付属営業人に対してその業務又は取扱品目の販売について必要な指示をすることができる。

(用途変更・原状変更・転貸等の禁止)

第39条 市場施設の利用者は、当該施設の用途又は原状を変更し、又は当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは使用させてはならない。ただし、特別の理由により開設者の承認を受けた場合はこの限りでない。

(補修弁済)

第40条 市場施設を故意又は過失により滅失又は損傷した者は、その補修をし、又はそれにかわる費用を弁済しなければならない。

第6章 管 理

(指導・監督)

第41条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、取引参加者に対しその業務若しくは財産に関し、指導及び助言、報告及び検査等を行うことができる。

2 前項に基づき、必要があると認めたときは、それぞれ当該人に対し、その業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。

(市場秩序の保持等)

第42条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は、公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

2 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益を図るため必要があると認めたときは、市場入場者に対し適当な措置又は入場の制限をすることができる。

(清潔の保持)

第43条 市場の利用者は、当該市場施設の清潔を保持し自己の商品、容器その他の物件を整理し放置してはならない。

2 何人もごみその他の廃棄物を市場内に持ち込んで서는ならない。

(備付け帳簿)

第44条 開設者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載しなければならない。

- (1) 会計システムの貸借対照表及び損益計算書
- (2) 現金出納帳
- (3) 固定資産台帳
- (4) 買受人は、代金決済に関する契約書、仲店は、賃貸借契約書
- (5) その他必要と認める補助簿

2 卸売業者は、次の帳簿を備え、必要事項を明確に記載しなければならない。

- (1) 会計システムの貸借対照表及び損益計算書
- (2) 現金出納帳
- (3) 固定資産台帳

- (4) 荷受原票
- (5) 売掛金台帳
- (6) 荷主口座帳
- (7) 買受人口座帳
- (8) その他必要と認める補助簿

(無許可営業の禁止)

第45条 開設者が必要と認める者を除くほか、市場内においては物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

(関係規定の制定)

第46条 この業務規程の施行に関して必要な事項は、開設者が別に定める。

附則

この業務規程は、令和2年 月 日から施行する。

「別に定める品質管理の方法」

大曽根青果地方卸売市場の施設における物品の品質管理の方法について

大曽根青果地方卸売市場の施設における物品の品質管理の方法について、以下のとおり定める。

- 1 施設の取扱品目
野菜及び果実並びにこれらの加工品
- 2 設定温度と温度管理に関する事項
 - (1) 施設の設定温度
冷蔵庫：7℃
 - (2) 温度管理に関する事項
 - ① 施設の温度を毎日2回点検し、正常に動作していることを確認すること
 - ② 定期的に施設の点検を行い、必要に応じて速やかに補修を行うこと
- 3 品質管理責任者の設置及び責務に関する事項
 - (1) 品質管理責任者
氏名 上垣内 実
 - (2) 品質管理責任者の責務
 - ① 2「施設の設定温度と温度管理に関する事項」の総括を行うこと
 - ② 4「その他物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項」の周知徹底に努めること
- 4 その他物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項
 - (1) 施設の利用に関する事項
卸売業者及びその他の市場関係事業者は、次の事項に留意し、品質管理の高度化に取り組むものとする。
 - ① 荷受段階
 - ア 卸売場にトラックを進入させない荷下ろし体制の整備、荷下ろし時におけるアイドリングの禁止
 - イ 物品の鮮度や外観、容器の破損や衛生状態等の確認
 - ② 卸売段階
 - ア 見本ぜりの活用
 - イ 物品の床への直置きや引きずりの禁止
 - ウ 卸売場の衛生的な利用、喫煙や飲食の禁止
 - エ 取引後の速やかな物品の搬出
 - オ 腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去
 - カ 保管期間の短縮
 - キ 保管時の状態の確認・記録
 - ク 清潔な容器や水の維持
 - ③ 配送段階
買荷保管所または積込所等における滞留時間の短縮
 - ④ 衛生上必要な措置
直接的な冷暖風からの遮断、市場施設の清潔さを維持するため毎日の点検と

清掃の実施

(2) 記録の作成及び保存に関する事項

取扱物品の品質維持管理を的確に行うための記録を作成・保存する